

課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
営業等課税仕入高	① 表イ-1の⑩C欄の金額	表イ-1の⑩D欄の金額	表イ-1の⑩E欄の金額	表イ-1の⑩F欄の金額	表イ-1の⑩G欄の金額
農業課税仕入高	② 表イ-2の⑩C欄の金額	表イ-2の⑩D欄の金額	表イ-2の⑩E欄の金額	表イ-2の⑩F欄の金額	表イ-2の⑩G欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
課税仕入高	③ 表イ-3の⑩C欄の金額	表イ-3の⑩D欄の金額	表イ-3の⑩E欄の金額	表イ-3の⑩F欄の金額	表イ-3の⑩G欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高（④－⑤）	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの ※1	⑧				
差引課税仕入高（⑦－⑧）	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-3の⑩A欄へ	付表2-3の⑩A欄へ	付表2-3の⑩B欄へ	付表2-3の⑩B欄へ
--	---	------------	------------	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算※2			
円×6.24/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩A欄へ	円×6.24/108×80% 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩A欄へ
円×7.8/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩B欄へ	円×7.8/110×80% 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑭ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の⑩B欄へ

※1 ⑧欄は、課税仕入れにならないもの（非課税、免税、不課税の仕入れ等）のほか、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合は、当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

※2 課税仕入れに係る消費税額の計算について、積上げ計算による場合には、この表の計算式によらず、消費税法施行令第46条第1項又は第2項の規定により算出した金額を記載します。